

「経済的支援検討会における中間取りまとめ叩き台」に対する意見

朱書きのとおり修正されたい。

第2 提言（案）

6 併せて検討することとされているもの

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

公費による弁護士選任（被害直後から） 損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない。

また、日本司法支援センターにおいては、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助事業により、無料の法律相談や加害者に対する損害賠償請求に当たったの弁護士費用の立替え等の支援を行っている。

刑事の面については、警察・検察において、犯罪被害者等に対し十分に質問・相談に応ずることができるよう、~~より一層配慮すべきである~~犯罪被害者等基本計画において、警察における相談体制の充実、検察庁における被害者支援員や警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実など、犯罪被害者等のための相談及び情報の提供等に関して講じていく施策が示されたところである。

【修正理由】刑事に関する質問・相談等について、警察・検察において講じていく施策については、既に犯罪被害者等基本計画において示されているため。

また、（財）法律扶助協会（平成19年3月31日解散）が行っていた、犯罪被害者等に対する刑事事件に関する法律相談、証人尋問への付添い等の援助事業（犯罪被害者等法律援助事業）など、民事法律扶助事業の対象とならない者や手続に関する事業（自主事業）について、日本弁護士連合会がこれら事業の実施主体となった上、総合法律支援法に基づき、これを日本司法支援センターに委託することとされたところである。

なお、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策も検討されている。

新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任（公的弁護人制度）

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に関連した法案が国会に提出されている。

・「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」に伴う公費による弁護士選任については、関連法案の国会審議状況等を注視しつつ、この検討会において、公費に

よる弁護士が担うべき役割などの問題点も含め、犯罪被害者等に対する経済的支援制度全体の中での位置付けや財源等を総合的に勘案しながら、制度導入に関する検討を行うべきである。

【修正理由】公的弁護人制度の導入については、犯罪被害者等基本計画において、本検討会において、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策等を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとされており（ の第3の1の(10)）、被害者参加の制度の下における公費による弁護士選任についても、犯罪被害者等の経済的支援制度全体の中での位置付け、財源等を総合的に勘案した上で定められるべきものと考えられるところ、これまでの検討会の議論では、その導入の是非や範囲等に関する基本的な方針が明確になっていない。これらについては、本検討会において最終的な提言を取りまとめるまでの間に、関連法案の国会審議状況も踏まえて、犯罪被害者等に対する経済的支援制度全体の中での位置付けや財源等を勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

・「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、~~同様~~基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応すべきである。

【修正理由】 では、刑事の面についても記述されていることから、「 同様、基本的に民事に係る問題である」との記述は不正確である。